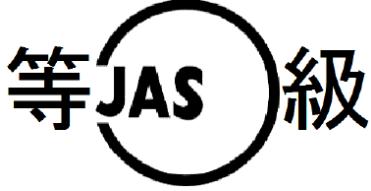


改正後	改正前
枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法	枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法
1 (略)	1 (略)
2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版を適用する。	(新設)
JAS 0600-1 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 第1部：一般要求事項	
3 格付の表示の様式	2 格付の表示の様式
3.1 甲種枠組材 格付の表示の様式は図 1 とし、次の a)～h) のとおりとする。	2.1 甲種枠組材 格付の表示の様式は図 1 とし、次の a) から g) までのとおりとする。
 <p>認証機関名 性能区分 薬剤名 認証番号</p>	 <p>認証機関名 性能区分 薬剤名</p>
図 1－甲種枠組材の格付の表示の様式	図 1－甲種枠組材の格付の表示の様式
a) <u>A</u> は、25 mm 以上としなければならない。 b) <u>B</u> は、 <u>A</u> の9/10としなければならない。 c) JAS の文字の高さは、 <u>A</u> の3/10としなければならない。 d) 等級の文字の高さは、 <u>A</u> の2/5としなければならない。なお、 <u>JAS 0600-1 の箇条 5 の表示に従って品名及び等級を記載した場合は、図 1 によらず、等級を省略してもよい。</u>	a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。 b) 円の縁の幅は、円の外径の1/20としなければならない。 c) JAS の文字の高さは、円の外径の3/10としなければならない。 d) 等級の文字の高さは、円の外径の2/5としなければならない。 e) その他の文字の高さは、円の外径の1/5としなければならない。 f) 性能区分及び薬剤名は、 <u>JAS 0600-1 の箇条 5 の表示に規定する表示の方法により記載しなければならない。</u>

らない。

g) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

h) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、**JAS 0600-1** の箇条 5 の表示に従つて、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図 1 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

3.2 乙種枠組材

格付の表示の様式は図 2 とし、次の a)~i) のとおりとする。

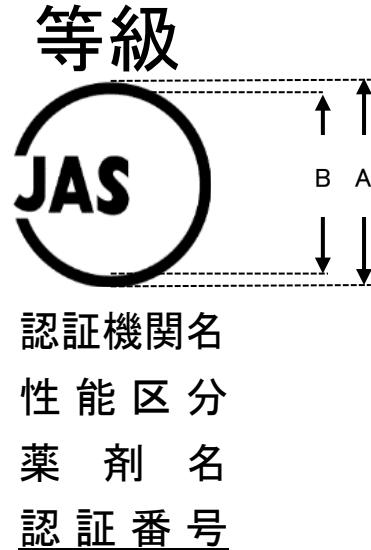


図 2-乙種枠組材の格付の表示の様式

a) Aは、25 mm 以上としなければならない。

b) Bは、Aの9/10としなければならない。

c) JAS の文字の高さは、Aの3/10としなければならない。

d) 等級の文字の高さは、Aの2/5としなければならない。なお、**JAS 0600-1** の箇条 5 の表示に従つて品名及び等級を記載した場合は、図 2 によらず、等級を省略してもよい。

e) その他の文字の高さは、Aの1/5としなければならない。

f) 等級を表す文字は、コンストラクションにあっては“CONST”と、スタンダードにあっては“STAND”と、ユティリティにあっては“UTIL”としなければならない。

g) 性能区分及び薬剤名は、**JAS 0600-1** の箇条 5 の表示に規定する表示の方法により記載しなければならない。

h) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

i) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、**JAS 0600-1** の箇条 5 の表示に従つて、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図 2 によらず、当

g) 認証機関名は、略称を記載することができる。

(新設)

2.2 乙種枠組材

格付の表示の様式は図 2 とし、次の a)から h)までのとおりとする。



図 2-乙種枠組材の格付の表示の様式

a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。

b) 円の縁の幅は、円の外径の1/20としなければならない。

c) JAS の文字の高さは、円の外径の3/10としなければならない。

d) 等級の文字の高さは、円の外径の2/5としなければならない。

e) その他の文字の高さは、円の外径の1/5としなければならない。

f) 等級を表す文字は、コンストラクションにあっては“CONST”と、スタンダードにあっては“STAND”と、ユティリティにあっては“UTIL”としなければならない。

g) 性能区分及び薬剤名は、**JAS 0600-1** に規定する表示の方法により記載しなければならない。

h) 認証機関名は、略称を記載することができる。

(新設)

該表示の近傍箇所に記載してもよい。

3.3 MSR 枠組材

格付の表示の様式は図 3 とし、次の a)～e)のとおりとする。



認証機関名

認証番号

図 3—MSR 枠組材の格付の表示の様式

- a) Aは、25 mm 以上としなければならない。
- b) Bは、Aの9/10としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- e) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、**JAS 0600-1** の箇条 5 の表示に従つて、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図 3 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

3.4 たて枠用たて継ぎ材

格付の表示の様式は図 4 とし、次の a)～e)のとおりとする。



認証機関名

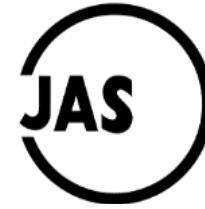
認証番号

図 4—たて枠用たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) Aは、25 mm 以上としなければならない。
- b) Bは、Aの9/10としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

2.3 MSR 枠組材

格付の表示の様式は図 3 とし、次の a)から d)までのとおりとする。



認証機関名

図 3—MSR 枠組材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の1/20としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の3/10としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。
(新設)

2.4 たて枠用たて継ぎ材

格付の表示の様式は図 4 とし、次の a)から d)までのとおりとする。



認証機関名

図 4—たて枠用たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の1/20としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の3/10としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。

- e)** 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、**JAS 0600-1** の箇条 5 の表示に従つて、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図 4 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

3.5 甲種たて継ぎ材

格付の表示の様式は図 5 とし、次の a)～f) のとおりとする。

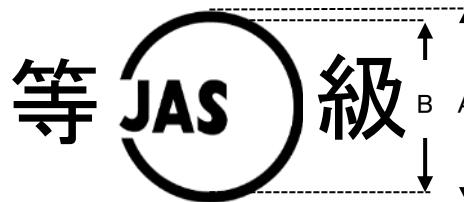
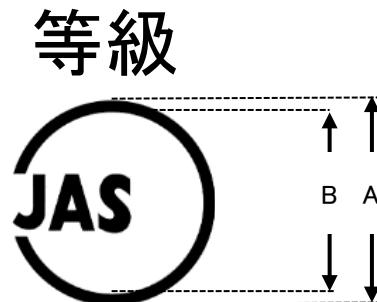


図 5-1 甲種たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) Aは、25 mm 以上としなければならない。
- b) Bは、Aの 9/10 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、Aの 3/10 としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、Aの 2/5 としなければならない。なお、**JAS 0600-1** の箇条 5 の表示に従つて品名及び等級を記載した場合は、図 5 によらず、等級を省略してもよい。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- f) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、**JAS 0600-1** の箇条 5 の表示に従つて、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図 5 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

3.6 乙種たて継ぎ材

格付の表示の様式は図 6 とし、次の a)～g) のとおりとする。



(新設)

2.5 甲種たて継ぎ材

格付の表示の様式は図 5 とし、次の a)から e)までのとおりとする。

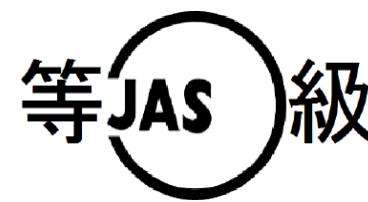


図 5-1 甲種たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、円の外径の 2/5 としなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載することができる。

(新設)

2.6 乙種たて継ぎ材

格付の表示の様式は図 6 とし、次の a)から f)までのとおりとする。



認証機関名

認証番号

図 6-乙種たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) Aは、25 mm以上としなければならない。
- b) Bは、Aの9/10としなければならない。
- c) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、Aの2/5としなければならない。なお、JAS 0600-1の箇条5の表示に従って品名及び等級を記載した場合は、図6によらず、等級を省略してもよい。
- e) 等級を表す文字は、コンストラクションにあっては“CONST”と、スタンダードにあっては“STAND”と、ユティリティにあっては“UTIL”としなければならない。
- f) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- g) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 0600-1の箇条5の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図6によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

3.7 MSRたて継ぎ材

格付の表示の様式は図7とし、次のa)~e)のとおりとする。



認証機関名

認証番号

図7-MSRたて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) Aは、25 mm以上としなければならない。
- b) Bは、Aの9/10としなければならない。
- c) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- e) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 0600-1の箇条5の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図7によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4 格付の表示の方法

各本に、格付の表示を在庫管理により使用数の管理が可能な証票、又は工場の建屋や床に固定され容易に移動できない印字機により、JAS 0600-1の5.1の表示事項と同一面で見やすい箇所に明瞭に付さない

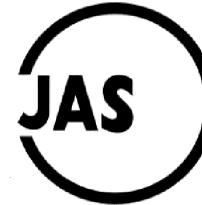
認証機関名

図6-乙種たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm以上としなければならない。
 - b) 円の縁の幅は、円の外径の1/20としなければならない。
 - c) JASの文字の高さは、円の外径の3/10としなければならない。
 - d) 等級の文字の高さは、円の外径の2/5としなければならない。
 - e) 等級を表す文字は、コンストラクションにあっては“CONST”と、スタンダードにあっては“STAND”と、ユティリティにあっては“UTIL”としなければならない。
 - f) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- (新設)

2.7 MSRたて継ぎ材

格付の表示の様式は図7とし、次のa)からd)までのとおりとする。



認証機関名

図7-MSRたて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm以上としなければならない。
 - b) 円の縁の幅は、円の外径の1/20としなければならない。
 - c) JASの文字の高さは、円の外径の3/10としなければならない。
 - d) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- (新設)

3 格付の表示の方法

各本ごとに、材面の見やすい箇所に付さなければならない。

ければならない。